資料１
令和８年度 第１回　新潟市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
令和８年８月 31 日開催

第 10 期 地域包括ケア計画の策定について

１　地域包括ケア計画［高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

○市町村は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することとされており、本市ではこれを「地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」として策定しています。

○本計画は、市総合計画及び市地域福祉計画を上位計画とし、関連する市の諸計画や県計画との整合・調和を図っています。

○第６期以降、「地域包括ケア計画」として、在宅医療・介護連携、サービス基盤整備、生活支援、認知症施策などを総合的に推進してきました。

○現行の第９期計画が令和８年度末で終了するため、令和９年度から 11 年度までを計画期間とする第 10 期計画を策定します。

○第 10 期計画では、現行の取組を継続しつつ、国の新たな指針を踏まえ、人口減少と高齢化が一層進展する 2040 年を見据えたサービス提供体制や介護人材確保等の方向性を整理するとともに、新たに「認知症施策推進計画」を加え、３計画を一体的に策定します。
策定にあたっては、今後、委員の皆さまからご意見を頂戴していきます。

２　計画の位置づけについて

○高齢者保健福祉計画
老人福祉法第 20 条の８に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保とその事業量の目標その他必要な事項を定め、高齢者の生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指す計画です。

○介護保険事業計画
介護保険法第 117 条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

○認知症施策推進計画
認知症基本法に基づき、認知症施策を総合的・計画的に推進するため、市町村に策定が努力義務とされている計画です。

３　計画策定の審議・検討組織について

第 10 期計画は、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「認知症施策推進計画」を一体的に策定することから、以下の会議体において、それぞれの専門的な立場から意見をいただき、相互に連携しながら計画策定を進めます。

○社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
○介護保険事業等運営委員会
○認知症対策地域連携推進会議

４　高齢者保健福祉計画の見直しについて

現行の第９期策定時は、介護保険事業計画の作成に合わせた老人福祉計画の見直しについて、国から指針が示されており、今回の見直しに当たっても今後国から基本指針が示される見込みです。（前回通知は令和６年１月 19 日発出）

高齢者保健福祉計画では、介護保険制度外の高齢者福祉サービスや、養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の施設整備など、高齢者福祉に関する施策について定めます。

＜主な検討事項＞

○介護保険制度外の高齢者福祉サービス

生活支援、生きがいづくり等の各事業について、利用実績や高齢者人口等を踏まえ、今後の方向性や事業量等を検討します。

○介護保険制度外の施設整備

養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、生活支援ハウス等について、今後の必要量や整備の方向性を検討します。

○その他、高齢者福祉施策に関する事項

国の指針や本市の高齢者を取り巻く状況等を踏まえ、第 10 期計画に盛り込む施策について検討します。

５　計画において定める主な事項（参考）

＜第９期以前から定められているもの＞

（１）区域（日常生活圏域）の設定

（２）各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、必要利用定員総数の見込み（区域ごと）

（３）各年度における地域支援事業の量の見込み

（４）被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防・軽減・悪化防止及び介護給付等の適正化に関する取組と目標

（５）保険料の設定（金額、段階）

＜第 10 期計画で新たに追加・充実する主な視点＞

（１）2040 年を見据えた中長期的な視点によるサービス提供体制の確保

（２）介護人材の確保、テクノロジーの活用等による生産性向上及び経営基盤の強化

（３）認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた認知症施策の推進

（４）医療計画・地域医療構想との整合を踏まえた医療・介護連携の推進

（５）地域の実情や人口構造・介護需要の変化を踏まえた地域包括ケアシステムの深化・推進

６　計画策定スケジュール

